

**2020年度「民間主導による低炭素技術普及促進事業／低炭素技術による市場創出促進事業(実証前調査)」
公募説明資料 Q&A集**

No.	質問事項	回答
1	実証前調査で初めて調査する事業は本公募の対象となりますか。	本公募の対象から全く排除するものではありませんが、本公募は2021年2月26日までの実証前調査を経て実証事業を行う前提での募集ですので、現時点で一定程度の具体的な計画が作成され(別添6リスク管理シート及び別添7経済性評価関連資料にもご記入いただく必要があります)ており、相手国含めた参加者の合意が得られていることを前提として審査いたします。
2	あらかじめ実証サイトが決まっていることが必要ですか。 本公募への応募に当たり、相手国サイト機関等との間で、具体的にどの程度協力体制が構築されていることが必要ですか。	案件内容にもよりますが、実証サイトは、実証前調査期間中に実証サイト機関との間で実証事業実施に係る合意書の内容に合意することが必要なため、提案時にあらかじめ実証サイト機関との間で合意できていることが望ましいと考えています。 実証前調査終了の段階で実証事業の詳細な役割分担及び費用負担を合意する必要があるため、提案時には、サイト機関等と実証事業の全体計画について大枠で合意されていることが望まれます。
3	公募対象として技術課題が必要ですか。	当該国に単に設備を導入することのみを目的とする事業は対象となりません。所定の性能を発揮できないリスクがある等の技術課題があることが必要です。 相手国で課題となっている技術課題を日本の優れた技術・システムを活用することにより、その有効性を的確に実証する内容となっていることについて審査されます。
4	国内で実績のある技術のみが対象となりますか。	国内で導入実績があることは必須ではありませんが、普及が期待できる程度の水準に達していることが必要です。 なお、全く導入実績のない技術については、当該技術の導入効果・優位性等に係る詳細な説明が必要であること、ご注意ください。
5	NEDOで既に採択されている国内実証事業に参画している企業と協力して、今回の公募に提案することはできますか。	今回の公募に提案することは可能です。ただし、当該事業と提案内容に重複があると判断される場合は採択できませんので、ご注意ください。
6	国内での実証事業は可能ですか。	本実証事業は、日本の低炭素技術を相手国で普及させるために、相手国での技術課題を解決するとともに当該国での普及に資することを目的としておりますので、国内での実証事業は想定しておりません。
7	対象国、対象分野によって、採択・不採択の結果が決まりますか。	応募案件の採否は、審査基準の各項目の審査内容に基づき総合的に判断されます。 公募要領記載の対象に明らかに該当しない提案については採否判断に影響しますが、対象範囲として記載している限りは、対象国・対象分野のみで採否が判断されることはありません。
8	国・地域別、対象分野別など、採択件数の枠はありますか。	国・地域別、対象分野別に枠を設けることはしません。採択基準を満たしている案件について、本事業の予算の範囲内にて、3件程度採択する予定です。
9	実証前調査、実証事業、定量化フォローアップ事業のそれぞれの予算規模を超えることはできますか。	公募要領記載の予算規模を超えることは認められません。 (一案件当たり実証前調査4,000万円以内、実証10億円以内、定量化フォローアップ5,000万円以内)※全て税込
10	共同提案は認められますか。	共同提案は認めますが、その場合は必ず実証事業の実施主体が幹事法人となり、各企業等間の責任と役割を明確にしてください。
11	公募要領に、共同提案の場合は幹事法人を決めなければならないと記載がありますが、幹事法人とそれ以外の共同申請者の具体的な業務内容の違いはどのようなものですか。	幹事法人は、提案書、契約書、報告書等の取りまとめ・提出等を担っていただきます。
12	再委託は原則不可とのことですが、やむを得ない場合の再委託比率の上限はありますか。	再委託は原則不可としております。ただし、やむを得ない場合は、提案者自身がその業務を実施できず、第三者に委託することを妥当とする合理的な理由が必要となります。再委託比率は、委託費の50%未満です。また、共同提案の場合は、共同提案者それぞれの委託費の50%未満になります。
13	「再委託」と「外注」との違いは何ですか。	再委託とは、委託業務の一部を更に第三者に行わせるもので、専門的知見等を有する者に対し業務を委任することにより、業務遂行の効果を高めることができるものをいいます。外注は、請負業務のように、仕様書に基づく結果のみを要求するものです。再委託は原則不可ですので、専門的知見等が必要な場合は共同提案者としてください。ただし、やむを得ず再委託する場合は、提案者自身がその業務を実施できず、第三者に委託することを妥当とする合理的な理由が必要となります。
14	外国企業との共同提案や外国企業への外注は可能ですか。その際、提案書に外国企業の社印は必要ですか。	公募要領5-6ページ目の応募要件にあるとおり、原則日本法人(登記法人)を対象としています。ただし、本事業については実証事業終了後の普及ビジネス展開等に鑑み、海外現地法人との連携が重要であることから一定の要件を満たす場合には、日本法人とその海外現地法人との連名による提案も可能です。 また、外国企業でも外注予定先としての参加は可能ですが、この場合、提案者自身がその業務を実施できず、第三者に外注することを妥当とする合理的な理由が必要となります。提案書には日本法人の代表者(社長)印及び社印は必須ですが外注予定先の法人の社印、代表者印は必要はありません。
15	実証前調査の仕様書の実施項目(1)～(7)は実証事業終了時点までに終了すればよいですか。	実証前調査終了までに完了してください。 実証事業移行を判断する事業化評価の審査対象となります。

No.	質問事項	回答
16	具体的な温室効果ガス排出削減量の目安、最低限の基準はありますか。	温室効果ガス排出削減量の最低限度は設定しておりませんが、大規模な温室効果ガスの排出削減に寄与する低炭素技術・システムを活用する事業を対象とします。
17	定量化フォローアップ事業の予算の主たる経費のみを対象とするというのはどういう意味ですか。	調査委託費積算基準の「労務費」と「その他経費」のうち、多い方をNEDOが負担するということです。どちらか少ない方と間接費については委託先企業の負担となります。
18	定量化フォローアップ事業で何を実施することが求められるていますか。	実証事業終了後、着実な排出削減が見込まれる事業について、MRVと技術の普及に係る活動等を継続いただきます。具体的には本事業の仕様書を参照ください。 なお、定量化フォローアップ事業を希望しないことも可能です。
19	MRV方法論は、どのような方針で作成すればよいですか。	JCMパートナー国では、当該国JCMガイドライン等に基づき作成してください。 非パートナー国では、各国のJCMガイドライン等に準拠し作成してください。
20	実証事業として、発生するクレジットの分配まで行う必要がありますか。	実証事業期間中にクレジット申請は不要ですが、クレジットの分配割合については相手国サイト機関等と合意する必要があります。 なお、公募要領19ページ 8. 留意事項(9)に記載のとおり、政府動向に応じた対応を求めることになるので、ご協力をお願いします。
21	提案書にページ数の制限はありますか。	特にページ数の制限等は設けていません。適切な分量にて、簡潔に、分かりやすく記載いただくことが重要です。
22	事業報告書、財務諸表の提出内容について教示いただけますか。	直近の事業報告書、直近3年分の財務諸表(貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書)を提出してください。共同提案の場合、提案者ごとに提出が必要です。
23	会社案内は、どのような書類を提出すればよいですか。	会社案内は、会社経歴、事業部・研究所等の組織等に関する説明書で、例えば会社の沿革等が判るパンフレット等で結構です。共同提案の場合には提案者ごとに会社案内が必要です。
24	公募書類一式をダウンロードしましたが、別添6 リスク管理シートが含まれていませんでした。	ご質問のリスク管理シートはHP上で公開しておりません。公募要領5. (2)6)に記載のとおり、窓口までご連絡ください。

<関連の参照先資料>

・委託事業、経理処理等に係る全般的なお問い合わせは、以下URLをご参照ください。

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>